

陸上幕僚長 殿

事務次官

### 募集相談員の設置について（通達）

組織募集体制については、昭和41年「組織募集推進要領」を制定して以来、逐年その整備充実に努めてきているところであるが、特に募集相談員は、自衛官等の募集はもとより防衛基盤の育成にも貢献しており、その役割は極めて重要である。

しかしながら、現在、募集相談員の委嘱方式、委嘱基準、依頼内容等が地域により区々となっており、運営等の面で形骸化し、又は支障を生じている点も見受けられる。

このため、今後の募集相談員の役割の一層の充実を図り、安定した入隊者の確保と募集基盤の育成を図るために、今回、全国的なレベルでの募集相談員の設置基準を下記のとおり定めたので、遺漏のないよう実施されたい。

### 記

#### 1 協力依頼の内容

募集相談員に対しては当該個人の好意に基づいて、志願者に関する情報の提供、地方協力本部の行う募集のための一般的及び個別的広報に対する援助を依頼するものとする。

#### 2 委嘱

##### (1) 委嘱者

募集相談員は、地方協力本部長があらかじめ市区町村長と調整の上、両者の連名で委嘱することとする。ただし、連名により委嘱することが困難な場合又は適当でない場合には、市区町村長又は地方協力本部長のいずれかの職名で委嘱するものとする。

##### (2) 選定基準

イ 募集相談員は、防衛問題及び自衛隊に関心を持ち、かつ、地域の事情に精通した信望のある者で特に熱意のある募集協力を期待し得る個人を選定するよう配意するものとし、いたずらに形式的なものに流れることのないよう留意するものとする。

ロ 募集相談員の人員については、一つの地域に偏重することを避けるため原則として公立中学校の学区を基準区域とし、その区域ごとに1人の割合で選定するものとする。

#### ハ 任期

委嘱の日から2箇年を基準とする。ただし、再委嘱は、妨げない。

#### 3 会議等

地方協力本部長は、募集相談員に対する協力依頼及び募集状況等の説明のため、必要の都度会議等を実施し、常に密接な関係を保つように努めることとする。

#### 4 その他

募集相談員に関し必要な細部事項は、陸上募僚長が定めるものとする。